

2021年度町田市教育委員会

第2回臨時会会議録

1、開催日 2021年3月31日

2、開催場所 町田市庁舎十階 教育長室

3、出席者 教 育 長 坂 本 修 一  
委 員 後 藤 良 秀  
委 員 森 山 賢 一  
委 員 八 並 清 子  
委 員 井 上 由 奈

4、署名者 教育長

\_\_\_\_\_  
委 員

5、出席事務局職員	学校教育部長	北 澤 英 明
	生涯学習部長	中 村 哲 也
	教育総務課長	田 中 隆 志
	教育総務課担当課長	是 安 智 彦
	教育総務課担当課長 (学校運営支援担当)	根 岸 良 美
	指導室長	
	(兼) 指導課長	小 池 木 綿 子
	指導課担当課長	野 田 留 美
	生涯学習部次長	
	(兼) 生涯学習総務課長	佐 藤 浩 子
	図書館長	中 嶋 真
	図書館副館長	竹 川 裕 之
	書 記	中 里 典 子

書 記  
書 記

大河内 和歌子  
瓜 田 円

## 6、提出議案、臨時代理報告及び結果

議案第47号	.....	原 案 可 決
議案第48号	.....	原 案 可 決
議案第49号	.....	原 案 可 決
議案第50号	.....	原 案 可 決
議案第51号	.....	原 案 可 決
議案第52号	.....	原 案 可 決
議案第53号	.....	原 案 可 決
議案第54号	.....	原 案 可 決
議案第55号	.....	原 案 可 決
議案第56号	.....	原 案 可 決
議案第57号	.....	原 案 可 決
議案第58号	.....	原 案 可 決
臨時代理報告第8号	.....	承 認

## 7、議事の概要

【午前13時00分開会】

○教育長

ただいまから町田市教育委員会第2回臨時会を開会いたします。

本日の署名委員は、井上委員です。

○教育長

日程第1、議案審議事項に入ります。

議案第47号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第47号「教育委員会職員の3月31日付け人事異動について」、ご説明いたします。

本件は、2021年3月31日付で発令が予定されている教育委員会職員のうち、部長、課長及びこれらに相当する職にある者の人事異動について決議を求めるものです。

1枚おめくりいただきまして、「退職」が学校教育部長、私でございます。1名。「派遣併任解除」が指導課統括指導主事の宇野統括でございます。説明は以上でございます。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第47号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第48号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第48号「教育委員会職員の4月1日付け人事異動について」、ご説明いたします。

本件は、2021年4月1日付で発令が予定されている教育委員会職員のうち、部長、課長及びこれらに相当する職にある者の人事異動について決議を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして「転出」が部長級1名、課長級6名でございます。「転入等」でございますが、部長級2名、課長級11名、派遣受入が1名でございます。説明は以上となります。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第48号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第49号を審議いたします。本件については、生涯学習部長からご説明申し上げます。

○生涯学習部長

議案第49号「町田市立図書館運営規則の全部を改正する規則について」、ご説明いたします。本件は、町田市立図書館設置条例の改正に伴い、関係する規定を整備するため改正するものです。なお、この規則改正の条件であった町田市立図書館設置条例の改正については、令和3年第1回町田市議会において可決されております。

1枚おめくりいただきまして、2 改正内容についてでございます。

(1) 規則の題名を「町田市立図書館条例施行規則」に改めます。(2) 指定管理者に関する規定を加えます。(3) 図書館資料の貸出し等に関する規定を改めます。(4) 貸出し制限する図書館資料に関する規定を加えます。(5)、(6)、(7)(8)に関しましては、図書館条例に追加したことから、事業、開館時間及び休館日、利用の禁止、賠償義務に関する規定を削除いたします。(9) その他文言の整理を行います。

3 施行期日は、令和3年4月日からとなります。

もう1枚おめくりいただきまして、改正後の規則全文がございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関してご質問等ございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第49号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

続いて、議案第50号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第50号「町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部を改正する規程について」、ご説明いたします。

本件は、町田市立図書館設置条例の改正に伴い、町田市教育委員会が所管する教育施設の指定管理者の選考及び評価に関する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させるため、改正するものでございます。

1枚おめくりください。町田市教育委員会指定管理者候補者選考委員会及び町田市教育委員会指定管理者管理運営状況評価委員会の庶務に関する事務を総務部総務課長に補助執行させる規定を加えます。

もう1枚おめくりいただきまして、別表第2の5に記載をしております。この規程につきましては、令和3年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第50号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第51号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げ

げます。

○学校教育部長

議案第51号「町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、新たな学校づくりに関する事務を担当する特命担当課長を設置するため、改正するものでございます。1枚おめくりください。改正の内容は、(1)教育総務課に特命担当課長として「新たな学校づくり担当課長」を置きます。(2)その他文言の整理を行います。次のページをお開きください。改正後の第6条2と、別表1 第3条(10)に追加するものでございます。この規則につきましては、令和3年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関してご質問等ございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第51号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第52号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第52号「町田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について」、ご説明いたします。

本件は、事務の改廃等に伴い関係する規定を整備するため、改正するものでございます。1枚おめくりください。改正内容でございます。今回の改正につきましては、(1)共通決裁事項の庶務に関する事項を次のとおり整備いたします。これは、市長部局において規定の見直しがあり修正を加えるものと、教育委員会に定めがなかった部分について市長部局に併せた形で教育委員会の規定を整備するものでございます。

ア 行政不服審査法に基づく審査請求に係る事務及び訴訟等に係る事務の専決区分に関する規定を加えます。これは教育委員会内の行政不服審査法に基づく審査請求に係る事務及び訴訟等に係る事務に関して市長部局の見直しに伴い、教育委員会の体制を整備するものでございます。

イ 附属機関に係る事務に関する規定を改めます。「附属機関等」としていた部分について「附属機関及び懇談会」といたします。市長部局の文言の整理に伴い修正するものでございます。

ウ 指定管理者との協定に係る事務及び指定管理者が提出する事業報告書に係る事務の専決区分に関する規定を加えます。指定管理者を導入するにあたり整備されていなかった規程について市長部局に倣い整備するものでございます。

次に（２）共通決裁事項の人事に関する事項を次のとおり整備します。法律又は条例で定めるところにより設置する審議会等である附属機関の委員と規則又は要綱により設置する懇談会委員について任命に関する規程を整理するものでございます。

ア 非常勤特別職の任命に関する規定を改めます。イ 懇談会の委員の任命に関する規程を加えます。

（３）教育総務課及び生涯学習総務課の個別決裁事項に関する規定を改めます。行政不服審査法に基づく審査請求に係る事務の体制を整備するため規定を加えるものでございます。

（４）その他文言の整理を行います。

次のページに改正前と改正後を記載してございます。

施行期日は、令和３年４月１日から施行いたします。

説明は以上となります。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第５２号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第53号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第53号「町田市教育委員会職員のサービスの宣誓に関する取扱規程を廃止する規程について」、ご説明いたします。

本件は、町田市職員のサービスの宣誓に関する条例の改正に伴い、サービスの宣誓を受ける上級の公務員に関する定めが不要となったため、廃止するものでございます。

廃止期日は、令和3年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

○教育長

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第53号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第54号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第54号「町田市立学校の学校徴収金事務取扱規程の一部を改正する規程について」、ご説明いたします。

本件は、学校徴収金管理システムの導入による町田市立学校における学校徴収金に係る事務の見直しに伴い、関係する規定を整備するため、改正するものでございます。

1枚おめくりください。この規定の改正の内容は、次のとおりです。

(1) 学校徴収金に係る事務処理に関する規定を改めます。(2) 現金及び預金の管理に関する規定を改めます。(3) 督促に関する規定を加えます。(4) 書類の記名押印に関する規定を改めます。(5) 別記様式を削ります。(6) その他文言の整理を行います。

なお、補足説明をご覧ください。2021年4月から、学校徴収金事務の標準化及び効率化並びに会計事故防止のため、町田市立学校全校で学校徴収金管理システムを導入し、インターネットバンキングを利用して保護者からの集金、事業者への支払い等を行います。

施行日は、令和3年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第54号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第55号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第55号「町田市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について」、ご説明いたします。

本件は、出退勤管理システムの導入に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものでございます。

次のページをお開きください。本件は2021年4月から出退勤システムの導入により、これまで紙様式で管理を行っていた出勤簿及び休暇職免等処理簿を電子管理に変更いたします。そのことに伴う規程を整備するための変更でございます。

改正の内容です。(1) 規程の題名を「町田市立学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程」に改めます。(2) 定義に関する規定を加えます。(3) 出勤記録と出勤簿の整理の区分に

関する規定を加えます。(4) 出勤記録に関する規定を加えます。(5) その他文言の整理を行います。

施行期日は、令和3年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。

○教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第55号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することいたします。

続いて議案第56号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

議案第56号「町田市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について」、ご説明いたします

本件は、(1) 出退勤管理システムの導入に伴い、関係する規定を整備するため、(2) ハラスメントの禁止に関する規定を加えるため、(3) 情報セキュリティ対策に関する規定を加えるため、改正するものでございます。

議案第55号でお伝えしたとおり、出退勤管理システムの導入に伴い、はんこレスを推進するとともに、管理を簡略化し、働き方改革の推進を図ってまいります。また、規程で定められているセクシャルハラスメントの禁止に加え、パワーハラスメントの禁止及び妊娠又は出産に関するハラスメント、介護に関するハラスメントの禁止について記載を追加いたしました。今後、ICT教育を推進するうえで重要となる学校における情報セキュリティ対策に関する規程を新たに加えたものでございます。

施行期日は令和3年4月1日から施行いたします。

説明は以上となります。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第56号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第57号を審議いたします。本件については、生涯学習部長からご説明申し上げます。

○生涯学習部長

議案第57号「第32期町田市社会教育委員の委嘱及び解職について」、ご説明いたします。

本件は、町田市社会教育委員の設置に関する条例に基づき、第32期町田市社会教育委員を委嘱及び解任するものでございます。任期は2022年3月31日までです。

1枚おめぐりください。選出区分である社会教育の関係者につきまして、学校支援ボランティアコーディネーターの推薦1名に変更がありましたので、委嘱及び解職するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第57号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に議案第58号を審議いたします。本件については、生涯学習部長からご説明申し上げます。

○生涯学習部長

議案第58号「第5期町田市生涯学習審議会委員の委嘱及び解任について」、ご説明いたします。

本件は、町田市生涯学習審議会条例に基づき、第5期町田市生涯学習審議会委員を委嘱及び解任するものです。任期は2022年3月31日までです。

1枚おめくりください。先ほどの議案第57号にありましたとおり、社会教育委員の委嘱及び解職があったことから、選出区分「社会教育委員」1名の委嘱及び解任を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第58号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

○教育長

次に、日程第2、臨時代理報告に入ります。

臨時代理報告第8号を審議いたします。本件については、学校教育部長からご説明申し上げます。

○学校教育部長

臨時代理報告第8号「町田市教育委員会児童生徒表彰対象者の追加の臨時代理の報告

について」、ご報告いたします。

本件は、町田市教育委員会児童生徒表彰の対象者の追加について、3月12日付で臨時に代理して処理を行ったため、教育委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。

町田市教育委員会児童生徒表彰については、教育委員会第10回及び第11回定例会において35名1団体を決定しておりますが、3月9日に推薦書の提出があったため、これに加え、別紙のとおり1名を追加しております。

1枚おめくりください。個人対象で小学校、伝統文化の継承活動が1件でございます。合計で37件となりました。

ご報告は以上となります。

○教育長

以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。臨時代理報告第8号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長

ご異議なしと認め、原案のとおり承認することにいたします。

以上で、町田市教育委員会第2回臨時会を閉会いたします。

午後1時25分閉会